

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 の一部を改正する法律案要綱

第一 題名及び目的規定の改正

- 一 法律の題名を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改めること。(題名関係)
- 二 目的規定中「児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰する」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰する」に改めること。(第一条関係)

第二 目次及び章区分の新設

章区分を新設して四章建てとし、第一章の章名を「総則」とするとともにその範囲を第一条から第三条の二までとし、第二章の章名を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰等」とするとともにその範囲を第四条から第十四条までとし、第三章の章名を「心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置」とするとともにその範囲を第十五条から第十六条の二までとし、第四章の章名を「雑則」とするとともにその範囲を第十六条の三及び第十七条すること。(目次及び章区分関係)

第三 いわゆる三号ポルノの定義の明確化

いわゆる三号ポルノの定義を「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀（でん）部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」に改めること。(第二条第三項第三号関係)

第四 適用上の注意規定の明確化

この法律の適用に当たっては、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならないものとすること。(第三条関係)

第五 児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止

何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくはこれに係る電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待

に係る行為をしてはならないものとすること。(第三条の二関係)

第六 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則

- 一 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するものとすること。同様の目的で、これに係る電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とすること。（第七条第一項関係）
- 二 一に係る国民の国外犯は、これを処罰するものとすること。（第十条関係）

第七 盗撮による児童ポルノ製造罪の新設

現行の提供目的製造罪及び「児童に姿態をとらせ」製造罪に加えて、ひそかに児童ポルノに係る児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処するものとすること。（第七条第五項関係）

第八 心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する制度の充実及び強化

- 一 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を講ずる主体及び責任の明確化
心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を講ずる主体として、厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談所及び福祉事務所を例示し、措置を講ずる主体及び責任を明確化すること。（第十五条関係）
- 二 心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等

- 1 社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うものとすること。（第十六条の二第一項関係）
- 2 社会保障審議会又は犯罪被害者等施策推進会議の厚生労働大臣又は関係行政機関に対する意見具申及び当該意見具申があった場合の厚生労働大臣又は関係行政機関が講ずる措置に関する規定を置くこと。（第十六条の二第二項及び第三項関係）

第九 インターネットの利用に係る事業者の努力

インターネットを利用した不特定の者に対する情報の発信又はその閲覧等のために必要な電気通信役務を提供する事業者は、児童ポルノの所持、提供等の行為による被害がインターネットを通じて容易に拡大し、これにより一旦国内外に児童ポルノが拡散した場合においてはその廃棄、削除等による児童の権利回復は著しく困難になることに鑑み、捜査機関への協力、その管理権限に基づき児童ポルノに係る情報の送信を防止する措置その他インターネットを利用したこれらの行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとすること。(第十六条の三関係)

第十 附則

一 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。(附則第一条第一項関係)
- 2 第六の一（自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則）は、この法律の施行の日から一年間は、適用しないものとすること。(附則第一条第二項関係)

二 検討

- 1 政府は、インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限に関する技術の開発の促進について、十分な配慮をするものとすること。(附則第三条第一項関係)
- 2 インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限については、この法律の施行後三年を日途として、1の技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。(附則第三条第二項関係)

三 その他

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）
の一部を次のように改正する。

題名中「処罰及び」を「規制及び処罰並びに」に改める。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条—第三条の二）

第二章 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰等（第四条—第十四条）

第三章 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置（第十五条—第十六条の二）

第四章 雜則（第十六条の三・第十七条）

附則

第一章 総則

第一条中「がんがみ」を「鑑み」に改め、「行為等を」の下に「規制し、及びこれらの行為等を」を加え

る。

第一条第三項第三号中「あつて」の下に「、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、」を加える。

第三条中「当たつては、」の下に「学術研究、文化芸術活動、報道等に関する」を、「権利」の下に「及び自由」を加え、「留意しなければ」を「留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつては」に改める。

第三条の次に次の一条及び章名を加える。

（児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止）

第三条の二 何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくは第一条第三項各号のいづれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない。

第二章 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰等

第七条の見出し中「児童ポルノ」の下に「所持、」を加え、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前二項に規定するもののほか、ひそかに第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

第七条第一項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

第九条中「から前条まで」を「、第六条、第七条第二項から第八項まで及び前条」に改める。

第十条中「第五項」を「第七項」に改める。

第十一条中「から第七条」を「、第六条又は第七条第二項から第八項」に改める。

第十四条第一項中「児童ポルノの」の下に「所持、」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「児童ポルノの」の下に「所持、」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「児童ポルノの」の下に「所持、」を加え、同条の次に次の章名を加える。

第三章 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置

第十五条第一項中「関係行政機関」を「厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談所、福祉事務所その他の国、都道府県又は市町村の関係行政機関」に改め、同条第二項中「関係行政機関は、前項」を「前項の関係行政機関は、同項」に改める。

第十六条の次に次の一条、章名及び一条を加える。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等)

第十六条の二 社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実

施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うものとする。

2 社会保障審議会又は犯罪被害者等施策推進会議は、前項の検証及び評価の結果を勘案し、必要があると認めるときは、当該児童の保護に関する施策の在り方について、それぞれ厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べるものとする。

3 厚生労働大臣又は関係行政機関は、前項の意見があつた場合において必要があると認めるときは、当該児童の保護を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 雜則

(インターネットの利用に係る事業者の努力)

第十六条の三 インターネットを利用した不特定の者に対する情報の発信又はその情報の閲覧等のために必要な電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）を提供する事業者は、児童ポルノの所持、提供等の行為による被害がインターネットを通じて容易に拡大し、これにより一旦国内外に児童ポルノが拡散した場合においてはその廃棄、削除等による

児童の権利回復は著しく困難になることに鑑み、捜査機関への協力、当該事業者が有する管理権限に基づき児童ポルノに係る情報の送信を防止する措置その他インターネットを利用したこれらの行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

第十七条中「第四条」を「第三条の二」に、「罪」を「規定」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の第七条第一項の規定は、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第三条 政府は、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置（次項において「インターネットによる閲覧の制限」という。）に関する技術の開発の促進について、十分な配慮

をするものとする。

2 インターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(児童福祉法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十四条の二十第一項第三号

二 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第二百五十七条の四第一項第二号及び第二百九十条の二第一項第二号

三 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の二第一項第二号及び第六十九条の十一第一項第八号

四 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第八条第二号及び第十八条第三項第一号

(旅館業法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章」に改める。

一 旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第八条第四号

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）別表第四十六号
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号亦及び第三十一条の八第五項中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

第三十五条及び第三十五条の二中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する

る法律第七条」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第七条第一項から第八項まで」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第七条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」の下に「、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）」を加える。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第七十号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に、「第七条第四項から第六項まで」を「第七条第六項から第八項まで」に改める。

(犯罪被害者等基本法の一部改正)

第九条 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中「監視する」を「監視し、並びに当該施策の在り方に関する関係行政機関に意見を述べる」に改める。

理由

児童ポルノに係る行為の実情、児童の権利の擁護に関する国際的動向等に鑑み、児童ポルノの定義を明確化し、児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせて、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の推進及びインターネットの利用に係る事業者による児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）		改正案	現行（本則の全条文）
目次			
第一章	総則（第一条—第三条の二）	児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）
第二章	児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰等（第四条—第十四条）	児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰等（第四条—第十四条）	児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
第三章	心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置（第十五条—第十六条の二）	心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置（第十五条—第十六条の二）	心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置（第十五条—第十六条の二）
第四章	附則（第十六条の三・第十七条）	附則（第十六条の三・第十七条）	附則（第十六条の三・第十七条）
第一章 総則		[新設]	
(目的)		[新設]	
第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春・児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これららの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。			
(定義)		[新設]	
第二条 「児童」とは、十八歳に満たない者をい		う。	
第二条 「同下」		2 「同下」	

性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせるることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

3 「同下」

一 「同下」

二 「同下」

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に

児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

（適用上の注意）

第三条 この法律の適用に当たつては、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不适当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。

3

一 児童
二 児童に対する性交等の周旋をした者
三 児童の保護者（親権を行ふ者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であつて、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの

（適用上の注意）

第三条 この法律の適用に当たつては、国民の権利を不适当に侵害しないように留意しなければならない。

(児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止)

第三条の二 何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくは第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない。

第二章 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰等

「新設」

(児童買春)

第四条 「同下」

(児童買春周旋)

第五条 「同下」

(児童買春)

第四条 「同下」

(児童買春周旋)

第五条 「同下」

(児童買春勧誘)

第六条 「同下」

2 「同下」

(児童ポルノ所持、提供等)

第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した

者（自己の意思に基づいて所持するに至つた者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚

「新設」

(児童買春)

第四条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(児童買春周旋)

第五条 児童買春の周旋をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

(児童買春勧誘)

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

(児童ポルノ提供等)

「新設」

により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至つた者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

2| 「同下」

3| 「同下」

4| 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

5| 前二項に規定するもののほか、ひそかに第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

6| 「同下」

7| 「同下」

8| 第六項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

第七条 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

2| 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

3| 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第一項と同様とする。

【新設】

4| 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

5| 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

6| 第四項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

(児童買春等目的の人身売買等)

第八条 「同下」

2 「同下」

3 「同下」

(児童の年齢の知情)

第九条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、第五条、第六条、第七条第二項から第八項まで及び前条の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

(国民の国外犯)

第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項から第七項まで並びに第八条第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

(両罰規定)

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条、第六条又は第七条第二項から第八項までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(捜査及び公判における配慮等)

第十二条 「同下」

(児童買春等目的の人身売買等)

第八条 「同下」

第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(児童の年齢の知情)

第九条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、第五条から前条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

(国民の国外犯)

第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項から第五項まで並びに第八条第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

(両罰規定)

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条から第七条までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(捜査及び公判における配慮等)

第十二条 第四条から第八条までの罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名譽及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、児童の人権、特性

(記事等の掲載等の禁止)

第十三条 「同下」
第十二条 「同上」

等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。

(記事等の掲載等の禁止)

第十三条 第四条から第八条までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。

(教育、啓発及び調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの所持、提供等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることに鑑み、これらの行為を未然に防止することができるように、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの所持、提供等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

第三章 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置

(心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十五条 厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談所、福祉事務所その他の国、都道府県又は市町村の関係行政機関は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれてその心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保つて成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のため入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

2 前項の関係行政機関は、同項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。

(教育、啓発及び調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの提供等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることに鑑み、これらの行為を未然に防止することができるように、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの提供等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

〔新設〕

(心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十五条 関係行政機関は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保つて成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

2 関係行政機関は、前項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備)

第十六条 「同下」

(心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備)

国及び地方公共団体は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童について専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、これらの児童の保護に関する調査研究の推進、これらの児童の保護を行う者の資質の向上、これらの児童が緊急に保護を必要とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努めるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等)

「新設」

第十六条の二 社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うものとする。

2. 社会保障審議会又は犯罪被害者等施策推進会議は、前項の検証及び評価の結果を勘案し、必要があると認めるときは、当該児童の保護に関する施策の在り方にについて、それぞれ厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べるものとする。

3. 厚生労働大臣又は関係行政機関は、前項の意見があつた場合において必要があると認めるときは、当該児童の保護を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 雜則

(インターネットの利用に係る事業者の努力)

「新設」

第十六条の三 インターネットを利用した不特定の者に対する情報の発信又はその情報の閲覧等のために必要な電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)を提供する事業者は、児童ポルノの所持、提供等の行為による被害がインターネットを通じて容易に拡

大し、これにより一旦国内外に児童ポルノが拡散した場合においてはその廃棄、削除等による児童の権利回復は著しく困難になることに鑑み、捜査機関への協力、当該事業者が有する管理権限に基づき児童ポルノに係る情報の送信を防止する措置その他インターネットを利用したこれらの行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際協力の推進)

第十七条 国は、第三条の二から第八条までの規定に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第十七条 国は、第四条から第八条までの罰に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする。

【参考】

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の第七条第一項の規定は、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第三条 政府は、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置（次項において「インターネットによる閲覧の制限」という。）に関する技術の開発の促進について、十分な配慮をするものとする。

2 インターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

〔養育里親の欠格事由等〕

第三十四条の二十　本人又はその同居人が次の各号（同居人につては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一・二　【略】

三　この法律、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　【略】

〔養育里親の欠格事由等〕

第三十四条の二十　本人又はその同居人が次の各号（同居人につては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一・二　【同上】

三　この法律、児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　【同上】

②

【同上】

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）（附則第四条関係）

(傍線部分は改正部分)

改正案 現行

「ビデオリンク方式による証人尋問等」

第一百五十七条の四 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するためには在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

〔ビデオリンク方式による証人尋問等〕

第一百五十七条の四 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するため不在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第十二号）第四条から第八条までの罪の被害者

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四条）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪の被害者

〔被害者特定事項の保護〕

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

〔被害者特定事項の保護〕

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその身心に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

二 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポ

ルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

三 「略」

②～④ 「略」

ルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

三 「同上」

②～④ 「同上」

○関税法(昭和二十九年法律第六十一号)(附則第四条関係)

改 正 案

(傍線部分は改正部分)

現 行

(輸出してはならない貨物)

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一 「略」

二 児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び
処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十
二号)第二条第三項(定義)に規定する児童ポルノをいう。)

三・四 「略」

2・3 「略」

(輸出してはならない貨物)

第六十九条の二 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

一 「同上」

二 児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び
児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二
条第三項(定義)に規定する児童ポルノをいう。)

三・四 「同上」

2・3 「同上」

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一・七 「略」

八 児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び
処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項(定義)に
規定する児童ポルノをいう。)

九・十 「略」

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一・七 「同上」

八 児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び
児童の保護等に関する法律第二条第三項(定義)に規定する児
童ポルノをいう。)

九・十 「同上」

2・3 「同上」

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（欠格事由）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行つてはならない。

一 「略」

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三・六 「略」

（欠格事由）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行つてはならない。

一 「同上」

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の处罚並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三・六 「同上」

（登録誘引情報提供機関の登録）

第十八条 「略」

「略」

3 2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二・三 「略」

4 6 「同上」

（登録誘引情報提供機関の登録）

第十八条 「同上」

「同上」

3 2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の处罚並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二・三 「同上」

4 6 「同上」

○旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

〔営業の許可の取消し、営業の停止〕

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項第三号に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一～三 「略」

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪

〔営業の許可の取消し、営業の停止〕

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項第三号に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一～三 「同上」

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表（第二条関係）

一～四十五 「略」

四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第

二章に規定する罪

四十七～五十八 「略」

別表（第二条関係）

一～四十五 「同上」

四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪

四十七～五十八 「同上」

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（許可の基準）

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 「略」

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

イヽニ 「略」

ホ 児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに

児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

ヘヽヲ 「略」

三ヽ九 「略」

2ヽ4 「略」

（街頭における広告及び宣伝の規制等）

第三十一条の八 「略」

2ヽ4 「略」

5 その自動公衆送信装置の全部又は一部を映像伝達用設備として

映像送信型性風俗特殊営業を営む者に提供している当該自動公衆送信装置の設置者（次条において「自動公衆送信装置設置者」という。）は、その自動公衆送信装置の記録媒体に映像送信型性風俗特殊営業を営む者がわいせつな映像又は児童ボルノ映像（児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項各号に規定する児童の姿態に該当するものの映像をいう。次条第二項において同じ。）を記録したことを見つたときは、当該映像の送信を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（許可の基準）

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 「同上」

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

イヽニ 「同上」

ホ 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

ヘヽヲ 「同上」

三ヽ九 「同上」

2ヽ4 「同上」

（街頭における広告及び宣伝の規制等）

第三十一条の八 「同上」

2ヽ4 「同上」

5 その自動公衆送信装置の全部又は一部を映像伝達用設備として

映像送信型性風俗特殊営業を営む者に提供している当該自動公衆送信装置の設置者（次条において「自動公衆送信装置設置者」という。）は、その自動公衆送信装置の記録媒体に映像送信型性風俗特殊営業を営む者がわいせつな映像又は児童ボルノ映像（児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項各号に規定する児童の姿態に該当するものの映像をいう。次条第二項において同じ。）を記録したことを知つたときは、当該映像の送信を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(興行場営業の規制)

第三十五条 公安委員会は、興行場営業（第二条第六項第三号の営業を除く。第三十八条第二項において同じ。）を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、刑法第百七十四条规定若しくは第百七十五条の罪又は児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪を犯した場合においては、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む興行場営業について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(特定性風俗物品販売等営業の規制)

第三十五条の二 公安委員会は、店舗を設けて物品を販売し、若しくは貸し付ける営業（その販売し、又は貸し付ける物品が第二条第六項第五号の政令で定める物品を含むものに限るものとし、同号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営業」という。）を営む者又はその代理人等が、当該特定性風俗物品販売等営業に關し、刑法第百七十五条の罪又は児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営む特定性風俗物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む特定性風俗物品販売等営業（第二条第六項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。）について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(興行場営業の規制)

第三十五条 公安委員会は、興行場営業（第二条第六項第三号の営業を除く。第三十八条第二項において同じ。）を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、刑法第百七十四条规定若しくは第百七十五条の罪又は児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七条の罪を犯した場合においては、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む興行場営業について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(特定性風俗物品販売等営業の規制)

第三十五条の二 公安委員会は、店舗を設けて物品を販売し、若しくは貸し付ける営業（その販売し、又は貸し付ける物品が第二条第六項第五号の政令で定める物品を含むものに限るものとし、同号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営業」という。）を営む者又はその代理人等が、当該特定性風俗物品販売等営業に關し、刑法第百七十五条の罪又は児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七条の罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む特定性風俗物品販売等営業（第二条第六項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。）について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

（社会
保障審議会）

第七条　社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　【略】

四　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉（昭和二十五年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百二十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）及び日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

〔略〕

2

「同上」

現
行
法

（社会
保障審議会）

第七条　社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　【同上】

四　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百二十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第二百二十四号）、健康保険法（昭和五十九年法律第七十七号）及び日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）（附則第八条関係） （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十九条関係） 一～六十九 「略」	別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十九条関係） 一～六十九 「同上」
七十 児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条（児童買春周旋）、第六条第一項（業として行う児童買春勧誘）、第七条第六項から第八項まで（児童ボルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）又は第八条（児童買春等目的的人身売買等）の罪	七十 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十一号）第五条（児童買春周旋）、第六条第二項（業として行う児童買春勧誘）、第七条第四項から第六項まで（児童ボルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）又は第八条（児童買春等目的的人身売買等）の罪

七十一～八十四

「略」

七十一～八十四

「同上」

○犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第二百六十一号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

（設置及び所掌事務）	改正案	現行法
<p>第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。</p>	<p>第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。</p>	<p>第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。</p>